

# JRSA 日本レーシングサイドカー協会 規則

2024年1月1日 改訂

## 理念

レーシングサイドカー競技に関わることを通じて豊かなモータースポーツ文化を創造し人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

## 運営規約

### 第1条（会の目的）

JRSA 日本レーシングサイドカー協会は、積極的に当該競技の窓口を公表し、サイドカーレースに関する情報交流と、競技存続のための団結の場を目的とする。

### 第2条（名称）

この会の名称を以下の通りとする。

名称	日本レーシングサイドカー協会
英語表記	Japan Racing Sidecar Association.
略称	JRSA

### 第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

会長住所地または会長所属団体所在地

e-mail: [info@jrsa-sidecar.com](mailto:info@jrsa-sidecar.com)

### 第4条（会員）

この会の理念・目的に賛同することを参加の条件とし、チーム・クラブ単位（以下グループと表記）での登録とする。グループは、レースにエントリーするチームやクラブ登録と合致する必要はない。

- 各グループ員は会員となる。グループは1名以上から登録可能。
- グループ代表者は毎年1月末までに、グループ名簿を提出し、会費を支払う。
- シーズン途中でグループ員の変更がある場合は、変更後速やかに新しい名簿を事務局に提出する。

- ・グループ代表者はグループ員への情報連携および意思確認を行う義務を負う。  
    メーリング等により出欠確認や会員からの発案が行われた場合は速やかにグループ員の回答を取りまとめ返答すること。

## 第5条（会費）

グループ単位での会費は年間10,000円とする。

原則これを財源とし協会運営費用として当てるものとする。会計担当を1名任命し会費の管理を行う。年末に会計より決算報告を行うこととし、決算報告書は電子メールにて各グループの代表者に送付する。

## 第6条（役員）

1.この会に以下の役職を置く。

会長	1名
副会長	1名もしくは2名
事務局	1名
会計	1名
顧問	必要に応じて設定

2.役員は登録したグループ代表者もしくはグループ員の中から選出し、グループ代表者の過半数以上の同意を得て決定する。顧問は必要と認められる場合は会員の中から会長が任命する。

3.会長は会の代表者として会の円滑な運営に努め、外部団体に対し責任者の役割を担う。

4.副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

5.事務局はレース主催団体やサーキットに対する交渉役となり、会内外に対し連絡を行う。  
詳細は第9条に記載する。

6.会計は会費の確認、JRSAとして支払、協賛、見舞、慰問等の出入金の管理を行う。  
詳細は第10条に記載する

## 第7条（役員の任期）

1.役員の任期は定めない。

2.退任または解任する場合は、代わりの役員をグループ員の中から選出し、グループ代表者の過半数以上の同意を得て決定する。

## 第8条（活動内容）

### 1.各種規定の整備

・各種規定（カテゴリー、安全規則、車両規則等）や誓約書、同意書等を整備し、競技主催者と連携をとり安全なレース運営に寄与する。

### 2.レース主催者との調整、選手の推薦

・MFJ や MCFAJ、その他レース主催者との調整を行う。

・海外レース等への参加希望会員の評価および主催者への推薦、ライセンス取得のための助言を行う。

### 3.技術向上並びにメンテナンス

・練習会や走行会の企画や調整を行う。

・メンテナンス整備に関わる情報支援、海外からマシン、パーツ等の入手に寄与する。

### 4.会報による情報交流

・インターネットを基本としたリアルタイムな情報の流通に寄与する。

### 5.選手権の設定

・ランキングの発表とともに、上位者に対し表彰を行う。

・ランキングのためのポイント付与については、カテゴリーごとの規則内に定める。

### 6.新規参戦者の発掘

・新規参戦者やファンを獲得するための、各グループのプロモーション活動に対して助言を行う。

・JRSA 紹介のための印刷物の作成を行う。

### 7.その他

・オリジナルアイテムの作成

・会員各位の相違や発案により、必要と認められた事案についての対応。

## 第9条（事務局）

### 1.国内レース活動を円滑に運営することを目的として事務局を置く。

・カテゴリー毎に個別の事務局が必要な場合、新たに追加の事務局を置くことができる。

### 2.事務局の役割

・レギュレーション等の管理・更新。

・レース主催者との調整。

・練習会の企画・調整。

・マシンやパーツ（タイヤを含む）の情報支援。

・ランキングのポイント管理および表彰。

・JRSA ホームページ、SNS、メーリングの管理。

・広報としての役割を担い、外部からの各種問い合わせへの対応をする。

・その他、制作物の手配。

## 第10条（会計）

- 1.会の運営にあたり出入金の管理を会計担当が行う。
  - ・年会費の管理。
  - ・レンタルサーバー、表彰トロフィー制作の経費支払。
- 2.上記以外のイベントや制作物にかかる経費、見舞金、慰問金等の支払いは事前に役員にて協議同意を得た場合において支払手続きを行う。

## 第11条（規則改正）

規約の改正はグループ代表者により役員に提案することができ、役員は提案内容を精査確認の上でグループ代表者に通達する。グループ代表者の過半数以上の同意をもって改正することができる。

## 附則

2024年1月1日時点でのJRSA役員は次の通りとする。

会長 安田武司  
副会長 秋山喜一・小沼英明  
事務局・会計(兼任) 冨本至高

会の役員、担当には通信費等の経費と手当として年間5,000円を支給する。